

## とりかい介護老人保健施設 【 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程 】

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人弘医会が開設するとりかい介護老人保健施設において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 とりかい介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成9年9月11日
- (3) 所在地 福岡県福岡市城南区鳥飼6丁目3番7号
- (4) 電話番号 092-831-6062 FAX 番号 092-831-6071
- (5) 管理者名 那須康典
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（4051180158号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 管理者(医師)           | 1人以上   |
| (2) 看護職員              | 9人以上   |
| (3) 介護職員              | 25人以上  |
| (4) 支援相談員             | 2人以上   |
| (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.8人以上 |
| (6) 管理栄養士             | 1人以上   |
| (7) 介護支援専門員           | (1人以上) |
| (8) 薬剤師               | 0.3人以上 |
| (9) その他職員             | 若干名    |

\* 介護老人保健施設入所、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護を含む)に要員を含むものとする。

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。  
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (8) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (9) その他職員は、事業所の庶務及び経理の事務処理に関すること等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時までを営業時間とする。

営業日及び営業時間 (月曜～土曜 8:30～17:00)

現状運営規程

休み (日曜、祝日)

ゴールデンウィーク お盆 正月については状況に応じ休日とする。

サービス提供時間 (10:00～16:30)

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、56人とする。

現状運営規程

【利用定員】56名（内訳 1単位：20名 2単位：20名 3単位：16名）

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

福岡市城南区、早良区、中央区の一部（往復40分以内）

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 14 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 15 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 利用に当たっては、通所リハビリテーション計画に基づいて利用し、職員の指導に従い、規律を守り、相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。
- ・ 他の通所並びに入所者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- ・ 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力すること。
- ・ 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- ・ 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
  - 喫煙は、禁止とする。
  - 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
  - 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者を設置する。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人弘医会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、法人の運営委員会等において定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。

# 施設サービス重要事項説明書

医療法人弘医会

とりかい介護老人保健施設

〒814-0103 福岡市城南区鳥飼 6-3-7

**TEL 092-831-6062 fax092-831-6071**

とりかい介護老人保健施設のご案内

(令和6年4月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 とりかい介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成9年9月11日
- ・所在地 福岡市城南区鳥飼6丁目3番7号
- ・電話番号 (092) 831-6062・ファックス番号 (092) 831-6071
- ・管理者名(施設長) 那須 康典
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4051180158号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護並びに介護予防短期入所療養介護(以下、「短期入所療養介護」という。)通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーション(以下、「通所リハビリテーション」という。)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [とりかい介護老人保健施設の運営方針]

- ① 明るく楽しく家庭的な雰囲気。
- ② 医療、看護、リハビリ、生活介護の実践。
- ③ あきらめることなく残された能力の活性をはかるための支援を。
- ④ 利用施設である事の認識、地域社会から選ばれる施設である事を目指す。
- ⑤ あらゆる場面で利用者、家族と話し合い、理解を得るよう進める。
- ⑥ 家族、ボランティアの参加を得て地域に開かれた施設を目指す。
- ⑦ 通所リハビリテーション、短期入所等在宅支援の拠点施設としての機能強化を目指す。

### (3) 施設の勤務体制

日勤 8:30~17:00 看介護計 平日 12-14名以上、日祝 9-10名 (早・遅出含)

※デイケア職員は除く。

早出 7:30~16:00 介護 2名

遅出 10:30~19:00 介護 1名 11:00~19:30 介護 1名

夜勤 16:30~ 9:00 看護 1名、介護 3名

デイケア 看介護計 6名~9名

施設の職員配置 基準 3:1

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 管理者   | 1人     |
| (2) 医師    | 1人以上   |
| (3) 薬剤師   | 0.3人以上 |
| (4) 看護職員  | 9人以上   |
| (5) 介護職員  | 25人以上  |
| (6) 支援相談員 | 2人以上   |

- |      |                   |          |
|------|-------------------|----------|
| (7)  | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.8人以上   |
| (8)  | 管理栄養士             | 1.5人以上   |
| (9)  | 介護支援専門員           | 1人以上(兼務) |
| (10) | その他職員(事務員等)       | 2人以上     |

\* 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護を含む) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)に係る要員を含むものとする。

#### (4) 職務内容

##### ① 管理者

施設の運営管理を総括すること。

##### 医師

入所者の健康管理と保健衛生の指導及び医療の処置に適切な措置を講ずること。

##### ② 看護職員

管理者(医師)の指示を受けて行う入所者の看護、保健衛生及び介護に関すること。

##### ③ 介護職員

管理者の命を受けて行う入所者の日常生活全般にわたる介護に関すること。

##### ④ 理学療法士または作業療法士

管理者(医師)の指示を受けて行う入所者の機能訓練指導に関すること

##### ⑤ 支援相談員

管理者の命を受けて行う入所者の生活相談、指導に関すること。

##### ⑥ 介護支援専門員

管理者の命を受けて行う入所者の施設サービス計画の作成に関すること。

##### ⑦ 管理栄養士

管理者の命を受けて行う入所者の栄養管理指導、献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

##### ⑧ 事務員

管理者の命を受けて行う施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(5) 入所定員等 ・定員 73名(うち認知症専門棟 21名)

・療養室 個室 3室(認知症専門棟内)、2人室 5室、4人室 15室

(6) 通所定員 56名

## 2. サービス内容

### ① 施設サービス計画の立案

### ② 短期入所療養介護計画の立案

### ③ 通所リハビリテーション計画の立案

### ④ 食 事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝 食 8時00分～

昼 食 12時00分～

夕 食 18時00分～

### ⑤ 入 浴

(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。

ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（原則、月2回実施します。）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス

（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑬ 行政手続代行

⑬ その他の料金

- ① 理美容代 実費（1,300円～）
- ② クリーニング代：実費、テレビカード代：1,000円/枚

3. 事故発生時の対応

施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

4. 非常災害対策

管理者は、災害防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、防火管理者及び消防計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

5. 苦情処理対策

施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、別紙「利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要」に基づいて措置するものとする。

6. 緊急時の対応について

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

7. 送迎の範囲について（通所リハ・短期入所療養介護）

城南、早良、中央区往復40分以内程度の範囲で可能です。

## 8. 利用の変更・中止について（通所リハ）

利用をキャンセルされる場合は、利用日の朝 8 時 50 分までに施設までご連絡いただきますようお願い致します。

また利用の変更等のご希望がある場合は、お気軽に支援相談員までご相談ください。

但し、利用者が正当な理由（体調不良等）なくキャンセルされた場合は基本料金をお支払いいただく場合がございます。

## 9. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・ 協力医療機関

- ・ 名 称 福岡鳥飼病院
- ・ 住 所 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 8 番 5 号

### ・ 協力医療機関

- ・ 名 称 油山病院
- ・ 住 所 福岡市早良区野芥 5 丁目 6 番 37 号

### ・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 後藤歯科医院
- ・ 住 所 城南区鳥飼 6 丁目 8 番 2 号

### ・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 前田歯科医院
- ・ 住 所 福岡市中央区六本松 4 丁目 9 番 12 号

## ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇入所・短期入所の場合は「入所のご案内」を請求下さい。